調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売若しくは授与を行う体制の概要②（薬局）

記載例

薬局の所在地 東京都千代田区霞が関○－○－○
薬局の名称 ○○薬局

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制】

	（営業日）	（通常の営業時間）	（営業時間から除外する時間※該当ある場合）
①	☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金 □土 □日	9 : 00 ～ 18 : 00	(: ～ :)
②	□月 □火 □水 □木 □金 ☑土 □日	9 : 00 ～ 17 : 00	(12 : 00 ～ 13 : 00)
③	□月 □火 □水 □木 □金 □土 ☑日	9 : 00 ～ 13 : 00	(: ～ :)
④	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日	: ～ :	(: ～ :)
⑤	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日	: ～ :	(: ～ :)

（通常の週当たりの営業時間等）

営業時間	56 時間	要指導・一般用医薬品販売時間	56 時間
開店時間	56 時間	うち、要指導・第1類販売時間	56 時間

（開店時間、医薬品を販売する時間）

※「医薬品販売時間」の欄は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間を記載すること
「要指導・第１類」の欄には医薬品を販売する時間のうち、要指導医薬品又は第１類医薬品を販売する時間を記載すること

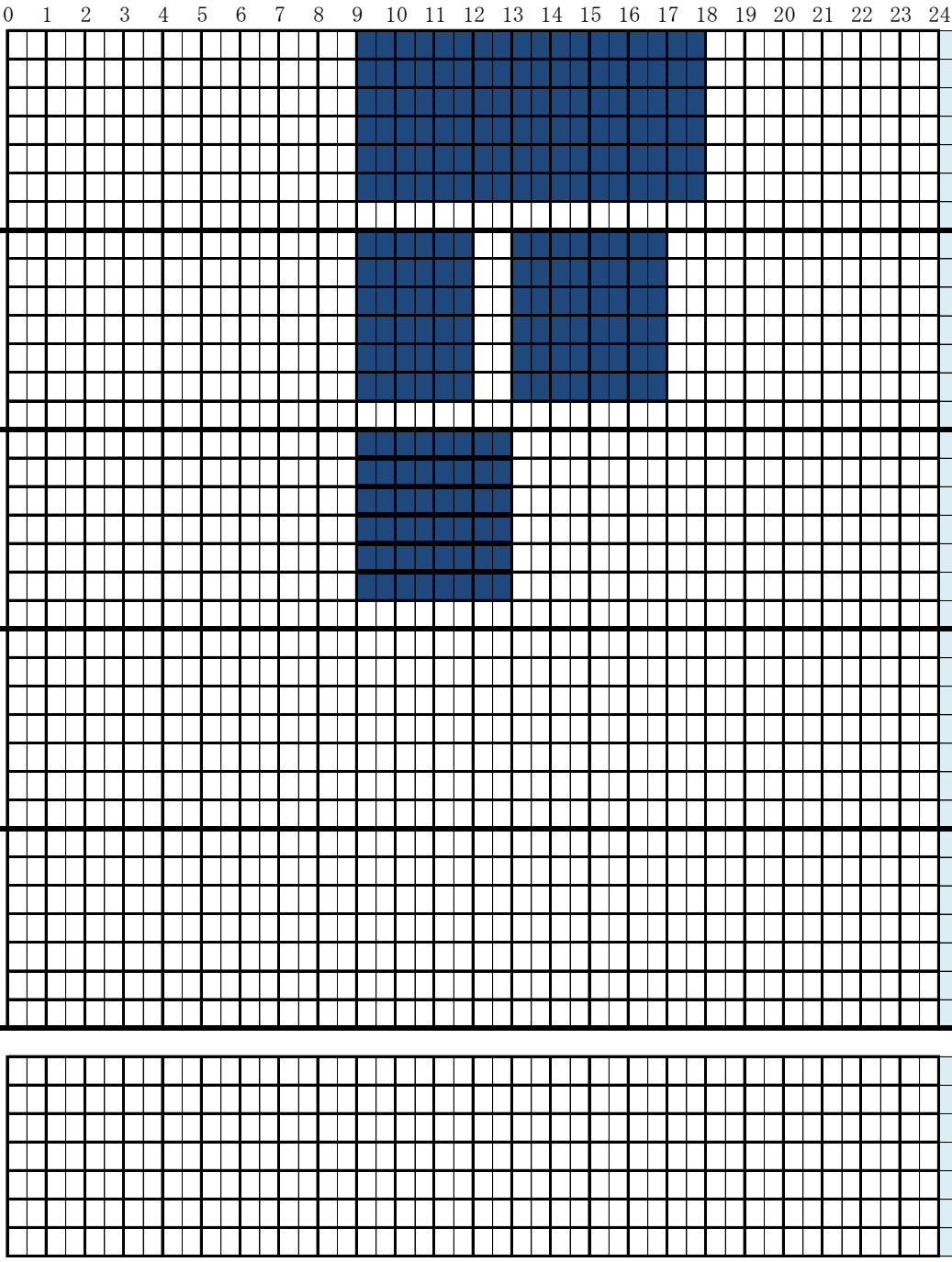

（参考）祝日